

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	子ども・子育て支援金制度の創設をめぐる議論 －子ども・子育て支援法等改正案の国会論議（2）－
著者 / 所属	柳瀬 翔央 / 内閣委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	469号
刊行日	2024-9-20
頁	79-95
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/ripou_chousa/backnumber/20240920.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください（TEL 03-3581-3111（内線 75020）／ 03-5521-7686（直通））。

子ども・子育て支援金制度の創設をめぐる議論

— 子ども・子育て支援法等改正案の国会論議（2） —

柳瀬 翔央

(内閣委員会調査室)

1. はじめに
2. 子ども・子育て支援金制度の概要
 - (1) 加速化プランの財源の全体像と本法律案における対応
 - (2) 支援金制度の仕組み（医療保険制度を活用した賦課・徴収）
 - (3) 支援金充当事業に係る給付改善額及び支援金の1人当たり拠出額
3. 主な国会論議
 - (1) 「次元の異なる少子化対策」の目標設定、施策の効果検証等
 - (2) 加速化プランの財源確保の在り方
 - (3) 支援金制度の仕組み、法的性格等
 - (4) 支援金の拠出額
 - (5) 実質的な負担が生じないこととする方針
4. おわりに

1. はじめに

次元の異なる少子化対策として予算規模3.6兆円程度の加速化プランを盛り込んだこども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）¹を踏まえ、児童手当の拡充、こども誰でも通園制度の創設などの給付拡充とともに、その財源の一部となる子ども・子育て支援金制度（以下「支援金制度」という。）の創設等を行う「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案」（閣法第22号。以下「本法律案」という。）が、令和6年6月5日に成立した（令和6年法律第47号）。本稿では、支援金制度について、その概要や主な国会論議を紹介する²。

* 本稿は令和6年9月5日までの情報を基に執筆している（URLの最終アクセス日も同日）。

¹ こども未来戦略の策定経緯や概要などについては、拙稿「次元の異なる少子化対策の実現に向けたこども未来戦略—こども家庭庁の主な施策・予算及び財源確保策—」『立法と調査』No. 463（令6.2）49～63頁参照。

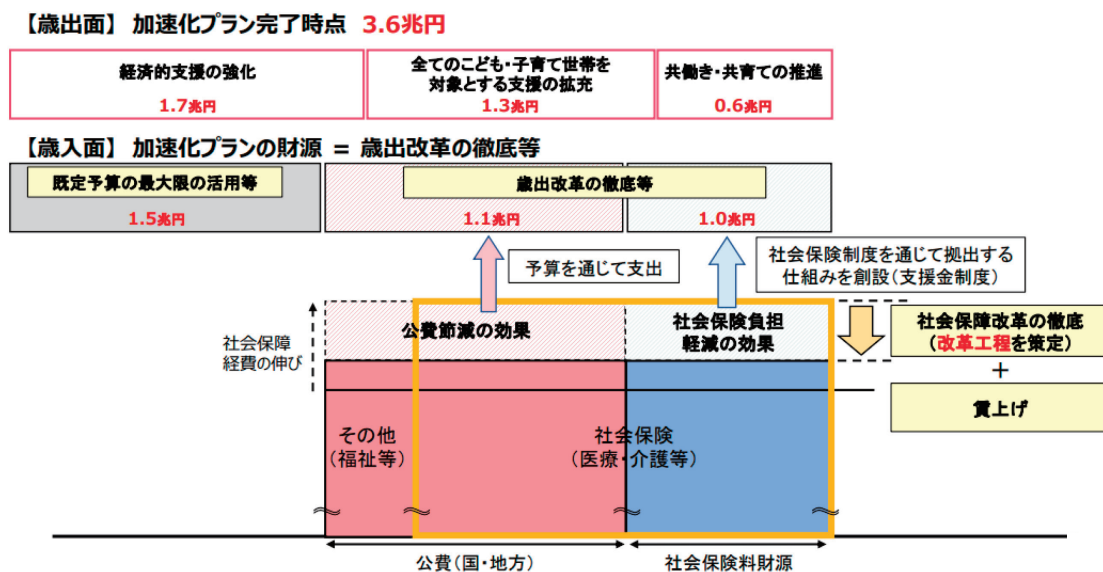
² こども誰でも通園制度の概要や同制度に関連する国会論議等については、本号掲載の榎本尚行「こども誰で

2. 子ども・子育て支援金制度の概要

(1) 加速化プランの財源の全体像と本法律案における対応

こども未来戦略では、加速化プランの財源として、令和10年度までに、①既定予算の最大限の活用等により1.5兆円程度、②徹底した歳出改革³により公費節減効果を1.1兆円程度、③支援金制度により1.0兆円程度（同年度以降の平年度の額）、以上の合計3.6兆円程度を確保することとされた。また、こども・子育て関連予算充実のための財源確保を目的とした消費税などの増税は行わないことや、歳出改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、その範囲内で支援金制度を構築することにより、実質的な負担が生じないこととする方針も明記された（図表1参照）。

図表1 加速化プランの財源の基本骨格（イメージ）



(出所) こども家庭庁「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）の概要」抜粋

本法律案では、これを踏まえ、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）や医療保険各法等を改正し、令和8年度より支援金制度を創設する。

また、本法律案の附則第47条において、支援金制度創設に当たっての経過措置・留意事項として、①歳出改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、支援金制度の導入による社会保障負担率の上昇の効果がこれを超えないようにすること、②令和8～10年度の子ども・子育て支援納付金の総額（公費負担分を除く、おおむねの額）は、令和8年度6,000億円、9年度8,000億円、10年度1.0兆円を目安とすること、③「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」を着実に進めること等が定められた。

さらに、その他の財政面の措置として、特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）等を改正し、こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるため、年金特別

も通園制度の創設と保育をめぐる議論— 子ども・子育て支援法等改正案の国会論議（1）— 参照。

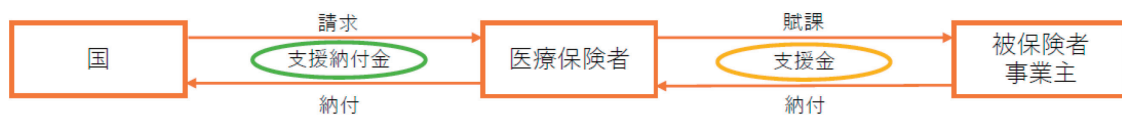
³ 歳出改革については、「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」（令和5年12月22日閣議決定）における医療・介護制度等の改革を実現することを中心に取り組むこととされた。

会計の子ども・子育て支援勘定及び労働保険特別会計の雇用勘定（育児休業給付関係）を統合して令和7年度に子ども・子育て支援特別会計（いわゆる「こども金庫」）⁴を創設するほか、子ども・子育て支援法等を改正し、令和10年度にかけて子ども・子育て支援納付金の収納が満年度化するまでの間、子ども・子育て支援納付金を充当する事業に要する費用について、つなぎとして、子ども・子育て支援特例公債⁵を発行できることとされた。

（２）支援金制度の仕組み（医療保険制度を活用した賦課・徴収）

支援金制度は、少子化対策に充てる費用について、企業を含め社会・経済の参加者全員が連帯し、公平な立場で、広く拠出していく仕組みである。その賦課・徴収等については、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく介護納付金などと同様に、医療保険制度の賦課・徴収ルートが活用される。すなわち、国は医療保険者⁶から子ども・子育て支援納付金（以下「支援納付金」という。）を徴収し、医療保険者は、その納付に要する費用として、被保険者等から保険料と合わせて子ども・子育て支援金（以下「支援金」という。）を徴収する（図表2参照）。

図表2 支援納付金と支援金の流れ（イメージ）



（出所）支援金制度等の具体的設計に関する大臣懇話会（令和5年12月11日）資料1抜粋

ア 支援納付金の徴収等（子ども・子育て支援法）

政府は、次の5点の支援納付金対象費用⁷に充てるため、令和8年度から毎年度、医療保険者から支援納付金を徴収する。医療保険者は、支援納付金を納付する義務を負う。

- ①児童手当⁸
- ②妊婦のための支援給付（出産・子育て応援給付金の制度化）⁹

⁴ 同特別会計は、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援に係る事業を經理する子ども・子育て支援勘定と、雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく育児休業等給付に係る事業を經理する育児休業等給付勘定に区分され、前者は内閣総理大臣が、後者は厚生労働大臣が管理する。

⁵ 償還期間は、利払い・償還に係る負担を将来世代に極力先送りしないようにする観点から、令和33年度までと法定された。

⁶ 条文上は「健康保険者等」（全国健康保険協会（協会けんぽ）、健康保険組合、都道府県、国民健康保険組合、共済組合、日本私立学校振興・共済事業団及び後期高齢者医療広域連合）として規定されている。

⁷ 支援納付金対象費用については、こども未来戦略において、これまで社会保険料や子ども・子育て拠出金を充当してきた事業を踏まえつつ、加速化プランに基づく制度化等により新設・拡充する制度であって、対象者に一定の広がりのある制度に充てることとし、まず、これまで比較的支援が手薄だった妊娠・出産期から0～2歳のこどもに係る支援から充当するとの考え方が示され、これを踏まえ上記の対象費用が法定された。

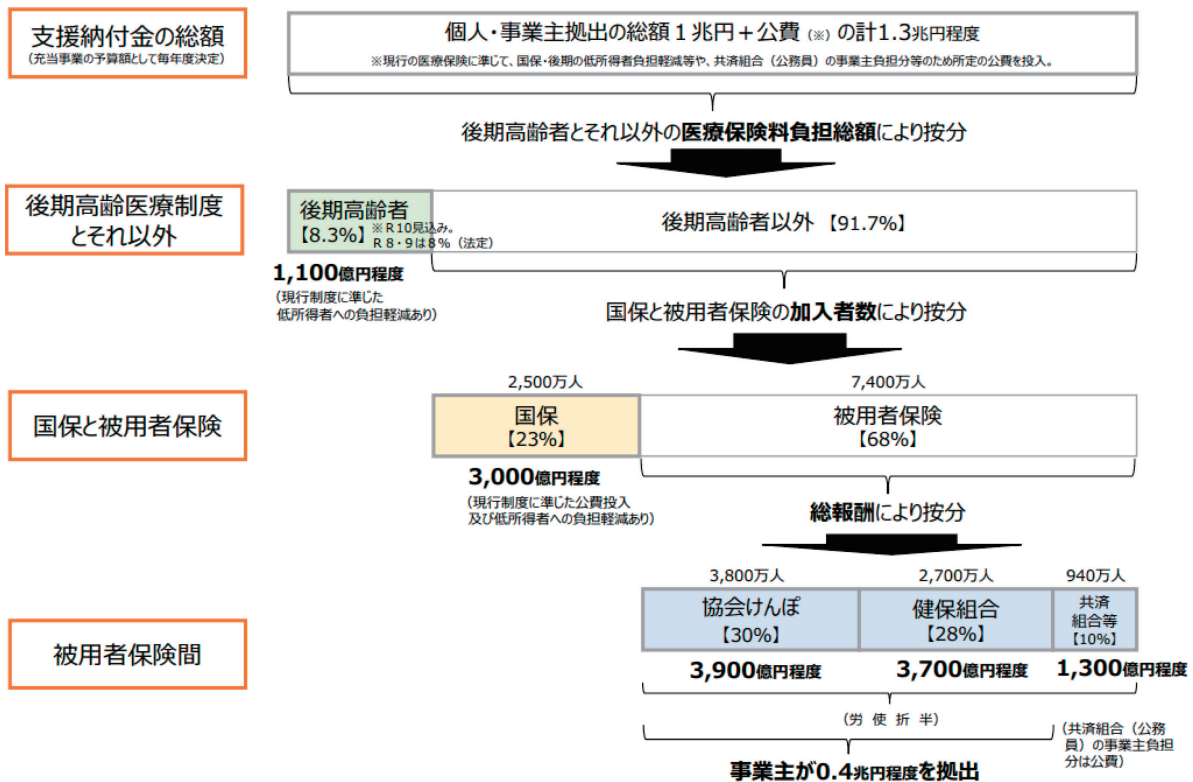
⁸ 本法律案により、①支給期間を高校生年代まで延長する、②支給要件のうち所得制限を撤廃する、③第3子以降の児童に係る支給額を月額3万円とする、④支払月を年3回から隔月（偶数月）の年6回とする改正が行われた。なお、児童手当には支援納付金のほか、子ども・子育て拠出金や公費も充てられる。

⁹ 妊娠期の負担の軽減のため、市町村により妊婦であることの認定後に5万円、妊娠しているこどもの人数の届出後に妊娠しているこどもの人数×5万円を支給する。令和4年度第二次補正予算で創設された出産・子育て応援給付金を制度化するものとして、本法律案により創設される。

- ③乳児等のための支援給付（こども誰でも通園制度）¹⁰
- ④共働き・子育てを推進するための経済支援（出生後休業支援給付金・育児時短就業給付金¹¹及び国民年金第1号被保険者の育児期間中保険料免除¹²）
- ⑤子ども・子育て支援特例公債の償還金等

毎年度徴収する支援納付金の額については、医療保険制度の区分に応じた按分方法により算定される。まず、後期高齢者医療制度とその他の医療保険制度の間で、後期高齢者と現役世代の医療保険料負担総額により按分する（令和8、9年度は後期高齢者8%、現役世代92%と法定。令和10年度以降は、内閣総理大臣が2年ごとに、1人当たり伸び率を踏まえた割合を告示する。）。次に、国民健康保険と被用者保険の間で加入者数により按分し、最後に、被用者保険間で総報酬により按分する（図表3参照）。

図表3 支援納付金の按分（イメージ）※数字は令和10年度の見込み



(出所) こども家庭庁長官官房総務課支援金制度等準備室「子ども・子育て支援金制度における給付と拠出の試算について」(令和6年3月29日)抜粋

¹⁰ 保育所等に通っていないこどもへの支援を強化する観点から、満3歳未満で保育所等に通っていないこどもについて、月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位等で柔軟に通園を可能とする仕組みであり、本法律案により創設される。なお、こども誰でも通園制度には支援納付金のほか、公費も充てられる。

¹¹ 出生後休業支援給付は、子の出生直後の一定期間以内に、被保険者とその配偶者の両方が14日以上の子育て休業を取得する場合に、被保険者の休業期間について、28日間を限度に休業開始前賃金の13%相当額を支給するもの（既存の子育て休業給付等と合わせて手取り10割相当を実現）。育児時短就業給付は、被保険者が2歳未満の子を養育するために時短勤務をしている場合に、時短勤務中に支払われた賃金額の10%を支給するもの。いずれも本法律案により創設される。

¹² 自営業・フリーランス等の育児期間中の経済的な給付に相当する支援措置として、国民年金第1号被保険者について、子が1歳になるまでの期間の国民年金保険料を免除する措置であり、本法律案により創設される。

支援納付金の徴収等の事務は、内閣総理大臣が社会保険診療報酬支払基金¹³に行わせることができることとされ、その業務等の規定は介護保険法等に倣ったものとなっている。

イ 医療保険者による子ども・子育て支援金の徴収等（医療保険各法等）

医療保険者は、医療保険制度上の給付に係る保険料や介護保険料と合わせて、支援納付金の納付に要する費用として、支援金を徴収する。

具体的な賦課・徴収方法に関しては、以下のように被用者保険、国民健康保険、後期高齢者医療制度それぞれの取扱いを踏まえたものとされており、本法律案による医療保険各法等の改正を踏まえ、今後、実務面の整理や政令・府省令の整備等が進められる。

被用者保険においては、例えば健康保険法（大正11年法律第70号）の場合、保険料額の規定に、医療保険上の給付に係る一般保険料率と区分して子ども・子育て支援金率が規定された。子ども・子育て支援金率は、政令で定める率の範囲内において、保険者が定める旨規定されているが、実務上、被用者保険については総報酬割で按分することを踏まえ、国が一律の率を示すこととなっている。

国民健康保険及び後期高齢者医療制度においては、医療保険制度の取扱いに準じて、低所得者に対する応益分支援金の軽減措置（所得に応じて7割、5割、2割の軽減）等が講じられる。加えて国民健康保険においては、支援金制度が少子化対策に係るものであることに鑑み、こどもがいる世帯の金額が増えないよう、18歳に達する日以後の最初の3月31日以前までのこどもに係る支援金均等割額の10割軽減の措置が講じられる。

また、医療保険者に対する財政支援として、医療保険制度における介護納付金の例を参考に、医療保険者の支援納付金の納付業務に係る事務費の国庫負担等、国民健康保険に関する定率負担・補助等の措置が講じられる。

（3）支援金充当事業に係る給付改善額及び支援金の1人当たり拠出額

支援金制度の創設に伴う効果と負担に関して、こども家庭庁長官官房総務課支援金制度等準備室より、令和6年3月29日に「子ども・子育て支援金制度における給付と拠出の試算について」（以下「試算資料」という。）¹⁴が公表された（**図表4**参照）。

試算資料によると、支援金制度創設により、支援金充当事業（①児童手当（今般の拡充分に限る。）、②妊婦のための支援給付、③こども誰でも通園制度、④共働き・共育てを推進するための経済支援）の全体で、こども1人当たり約146万円の給付改善になるとされる¹⁵。一方、支援金の医療保険加入者1人当たりの拠出額（令和10年度見込み月額）は、全制度の平均で450円となり、制度別に見ると、被用者保険が500円、国民健康保険（市町村

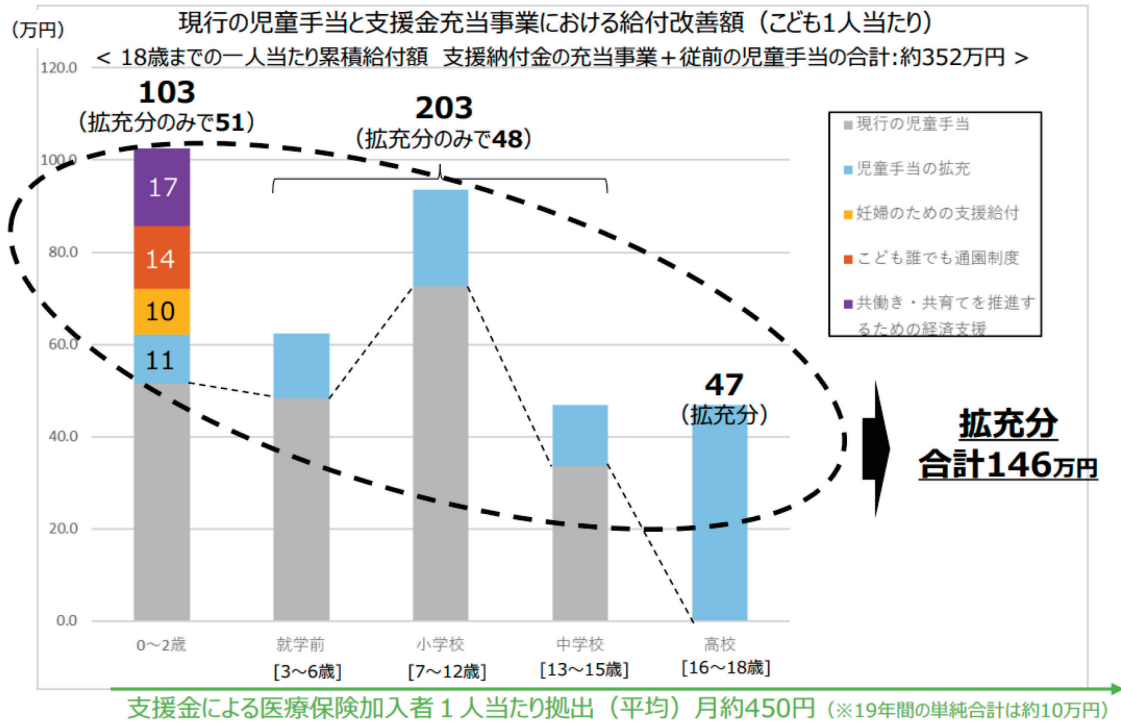
¹³ 社会保険診療報酬支払基金は、社会保険診療報酬支払基金法（昭和23年法律第129号）に基づき設立された民間法人であり、保険医療機関等から提出された被用者保険分に係るレセプトの審査・支払業務のほか、高齢者医療制度関係業務及び介護保険関係業務に係る保険者からの拠出金（納付金）等の徴収及び市町村への交付金等の交付業務等を行っている。

¹⁴ こども家庭庁ウェブサイト<https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/ba94b64b-731f-4f48-97ba-b54a76b0aeb6/c7406e3d/20240514_councils_shienkin-daijinkonwakai_05.pdf>。なお、本資料は5月14日に更新され、被用者保険等の年収別支援金額の記載が加筆された（**3（4）**参照）。

¹⁵ 本試算は、年齢別に各事業における1人当たり給付の平均額を算出し、高校生年代までの各期間について合計したもの。実際の給付状況は、こどもや世帯の状況により様々である。

国保)が400円、後期高齢者医療制度が350円となる。実際に拠出することになる金額のイメージとしては、いずれの制度でも、個々人の医療保険料額のおおむね4%から5%程度の額になるとされる¹⁶。

図表4 子ども・子育て支援金制度における給付と拠出の試算



医療保険加入者1人当たり支援金額 (平均月額)

	加入者一人当たり支援金額			(参考) 加入者一人当たり医療保険料額 (令和3年度実績) (2)	(参考) ①/②
	令和8年度見込み額	令和9年度見込み額	令和10年度見込み額 (1)		
全制度平均	250円	350円	450円	9,500円	4.7%
被用者保険	300円 (参考) 被保険者一人当たり450円	400円 (参考) 被保険者一人当たり600円	500円 (参考) 被保険者一人当たり800円	10,800円 (参考) 被保険者一人当たり17,900円	4.5%
協会けんぽ	250円 (参考) 被保険者一人当たり400円	350円 (参考) 被保険者一人当たり550円	450円 (参考) 被保険者一人当たり700円	10,200円 (参考) 被保険者一人当たり16,300円	4.3%
健保組合	300円 (参考) 被保険者一人当たり500円	400円 (参考) 被保険者一人当たり700円	500円 (参考) 被保険者一人当たり850円	11,300円 (参考) 被保険者一人当たり19,300円	4.6%
共済組合	350円 (参考) 被保険者一人当たり550円	450円 (参考) 被保険者一人当たり750円	600円 (参考) 被保険者一人当たり950円	11,800円 (参考) 被保険者一人当たり21,600円	4.9%
国民健康保険 (市町村国保)	250円 (参考) 一世帯当たり350円	300円 (参考) 一世帯当たり450円	400円 (参考) 一世帯当たり600円	7,400円 (参考) 一世帯当たり11,300円	5.3%
後期高齢者医療制度	200円	250円	350円	6,300円	5.3%

(出所) こども家庭庁長官官房総務課支援金制度等準備室「子ども・子育て支援金制度における給付と拠出の試算について」(令和6年3月29日) 抜粋

¹⁶ 本試算は、一定の仮定をおいて行われたもので、結果は相当程度の幅をもってみる必要がある。被用者保険の金額は事業主負担分を除いた本人拠出分であり、別途事業主が労使折半の考えの下で拠出する。

3. 主な国会論議¹⁷

支援金制度の創設をめぐることは多岐にわたる論点が議論されたが、以下では、まず、「次元の異なる少子化対策」の目標設定、施策の効果検証等について（1）、次に、加速化プランの財源確保の在り方について（2）、そして、支援金制度の具体的な仕組みや法的性格（3）、支援金の拠出額（4）、実質的な負担が生じないこととする方針（5）をめぐる主な議論について、順に紹介する。

なお、本法律案の審査を行った衆議院地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会及び参議院内閣委員会において、それぞれ附帯決議が行われた。図表5は参議院内閣委員会の附帯決議における支援金制度関連の項目を抜粋したものである。

図表5 附帯決議における支援金制度関連の項目

四 子ども・子育て支援金制度の導入に当たっては、支援金による拠出が、歳出改革等による社会保険負担軽減効果の範囲内に収まるように取り組み、 <u>支援金の導入によって社会保障負担率が上昇しないものとする</u> とともに、そのことを的確に確認できるようにすること。また、全世代型社会保障制度改革等については、医療・介護サービスへのアクセスや必要な保障が欠けることのないよう、丁寧に検討を進めること。
五 子ども・子育て支援金は、医療保険料や介護保険料とは区分して子ども・子育て支援金率が設定されることから、医療保険料等とは異なるものであることを健康保険者等に周知するとともに、 <u>給与明細等において医療保険料等と区別して支援金額が表示される取組が広がるよう、関係者の意見も聞きながら、必要な検討を進めること</u> 。また、子ども・子育て支援納付金の納付義務を負う健康保険者等のうち、被用者保険等保険者については、同納付金の負担が被保険者の標準報酬総額に応じた額となることから、子ども・子育て支援金率の基礎として国が実務上一律の支援金率を示す取扱いを堅持すること。
六 少子化対策は、中長期的な対応が必要であり、本法による改正後の各法律の施行状況について、子ども・子育て支援金制度の拠出とその充当対象事業の給付の状況を含め、こども・若者や子育て世帯の参画の下、不断に効果検証と適切な見直しを行うこと。あわせて、こども・子育て予算倍増に向けて、社会全体でどのように支えるかという観点を含め、政策及び財源の在り方について、あらゆる選択肢を視野に入れて総合的な検討を行うこと。
七 子ども・子育て支援納付金の使途、使用した額、支援金を徴収するに当たっての課題などに関する報告を国民に分かりやすく示すとともに、子ども・子育て支援金率、使途等を検討する際は、 <u>労使など複数の拠出する立場の者が参画した上で検討し、その結果に応じて必要な対応を講ずること</u> 。

(出所) 参議院内閣委員会の附帯決議より作成（下線部分は衆議院特別委員会の附帯決議との主な相違点）

（1）「次元の異なる少子化対策」の目標設定、施策の効果検証等

支援金制度が財源の一部となる加速化プランが従来の少子化対策と比べ「次元が異なる」点として、加藤鮎子内閣府特命担当大臣は、「①3.6兆円という前例のない規模で子ども・子育て支援を抜本的に強化するということ、②内容について、児童手当の抜本的拡充、出産・子育て応援交付金の制度化、こども誰でも通園制度の創設、両親が一定期間育児休業を取得する場合の手取り10割相当の給付の創設など、長年指摘されながら実現できなかった施策を多数盛り込んでいること、③歳出改革等により安定財源を確保した上で3年間と

¹⁷ 以下、会議録の引用部分の記載については、発言の趣旨が変わらない範囲で要約や字句修正を施している。

いう集中取組期間でスピード感を持って実施することとしている」旨答弁した¹⁸。

支援金制度創設により国民に新たな拠出を求めるからには、支援金充当事業を含め、次元の異なる少子化対策の目標設定や施策の効果検証が重要となる。

目標設定について、こども未来戦略では、2030年（令和12年）までをラストチャンスとして少子化トレンドを反転させる旨示されている。その意味について、岸田文雄内閣総理大臣は、「若い世代の結婚、妊娠、出産、子育ての希望と現実の差を埋めていくことにより、希望がかなえられてその差が小さくなり、結果として出生率が向上し、少子化の流れに歯止めを掛けようということである」旨答弁した¹⁹。このように少子化トレンドの反転は出生率の向上で判断されるが、少子化社会対策大綱（令和2年5月29日閣議決定）で掲げられていた希望出生率1.8のような数値目標を今回は設けない理由について、加藤大臣は、「結婚、妊娠、出産、子育ては個人の自由な意思決定に基づくものであり、個人の決定に対して特定の価値観を押しつけたりプレッシャーを与えたりすることは決してあってはならない。当事者にとってどのように受け止められるかを考えれば、政府として出生率や出生数の数値目標を掲げることは適切ではないと考えている」旨答弁した²⁰。

加速化プランが出生率に与える効果の見通しについては、加藤大臣は、「少子化対策は様々な施策が相まって総合的に効果を発揮していくものであり、加速化プラン全体で出生率にどの程度の影響を与えるかを答えることは困難であると考えている」旨答弁した²¹、²²。その上で、施策の効果検証をどのように行うのかについて、こども家庭庁は、「①こども大綱（令和5年12月22日閣議決定）において、こども政策全体に係るKPIとしての数値目標を含めた数々の指標を設定²³しており、その下で、加速化プランに盛り込まれた具体的施策を含めPDCAを推進していく。②具体的に取り組む施策の進捗状況を把握するための指標についても今後策定予定のこどもまんなか実行計画で設定²⁴する。③経済財政諮問会議で策定された「新経済・財政再生計画改革工程表2023」（令和5年12月21日）²⁵において

¹⁸ 第213回国会衆議院地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会厚生労働委員会連合審査会議録第1号6頁（令6.4.11）

¹⁹ 第213回国会参議院本会議録第19号5、9頁（令6.5.17）

²⁰ 第213回国会衆議院地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会議録第8号25頁（令6.4.3）

²¹ 第213回国会参議院内閣委員会議録第16号（令6.5.23）

²² この点に関し、衆議院の委員会審査で参考人として出席した柴田悠京都大学大学院人間・環境学研究科教授は、「少子化対策という面で見ると、給付の規模額がどうしても小さいので、効果は出生率0.1上がるか上がらないかというところかと思うが、それでもプラスな面はあるかと思う」旨（第213回国会衆議院地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会議録第10号19頁（令6.4.9））、また、衆議院予算委員会公聴会に公述人として出席した熊谷亮丸株式会社大和総研副理事長は、「おおむね0.36ぐらい今回の対策によって出生率が上がるのではないか、こういう計算をしている」旨（第213回国会衆議院予算委員会公聴会議録第1号20頁（令6.2.29））、それぞれ発言している。

²³ こども大綱では、こども・若者や子育て当事者の視点に立った数値目標として、「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっている」と思う人の割合を70%とすることや、「自分の将来について明るい希望がある」と思うこども・若者の割合を80%とすることなどが設定されている。

²⁴ こどもまんなか実行計画2024（令和6年5月31日こども政策推進会議決定）では、施策の進捗状況を検証するための指標として、例えば、「児童手当の支給要件を満たす者に対する支給率」、「こども誰でも通園制度の実施市町村数（累計）」などの指標が示されている。

²⁵ 経済財政諮問会議の下に置かれる経済・財政一体改革推進委員会において、骨太方針に盛り込まれた主な施策の進捗状況の評価・点検を毎年度行い、その結果をその後の施策の進捗管理に反映することとされている。

も少子化対策の推進に関する改革工程表を新設しており、今後、K P I 設定の更なる拡充を図ることとしている。こうした枠組みを重層的に活用し、政府全体として、「施策の実施状況、効果等を検証しつつ、必要な見直しも不断に行いながら、政策を推進していきたい」旨答弁した²⁶。なお、こども家庭庁では、令和6年4月より有識者から成る「少子化対策K P I 検討チーム」を開催し、少子化対策のK P I の在り方について、令和6年末の改革工程表への反映に向けて検討が行われている。

(2) 加速化プランの財源確保の在り方

ア 加速化プランの予算規模と財源確保の基本的な考え方

加速化プランの予算規模がどのように決まったのか、また、その財源確保の基本的な考え方について、加藤大臣は、「少子化の進行が危機的な状況にあることに鑑み、個々人の結婚や子育ての希望の実現を阻む障壁を取り除いていくための総合的な対策として必要な施策、検討を積み上げた結果、3.6兆円の加速化プランをまとめたものであり、経済運営や歳出改革の観点から導かれたものではない。その際、制度が安定的に維持されることが、これから結婚、出産を考える若い世代が将来ライフプランを考える上で重要であり、3.6兆円の給付拡充に必要な3.6兆円の安定財源を確保する枠組みをしっかりと決めることが必要であると考えている。その上で、財源確保に当たっては、現下の経済財政状況を踏まえ、増税や国債発行ではなく、徹底した歳出改革等により確保することを基本とし、社会保険料の負担軽減効果の範囲内で支援金制度を創設することとした。支援金制度を創設しないとすれば、児童手当の充実を図ることは困難となる」旨答弁した²⁷。

イ 増税や国債発行に対する考え方

平成24年の社会保障と税の一体改革に際しては少子化対策の財源として消費税率が引き上げられたが、今回は消費税を含め増税を行わないとした。この考え方について、加藤大臣は、「子ども・子育て支援に係る財源の確保については、これまでもその時々々の社会経済情勢を踏まえて、必要な施策と併せて適切に判断されてきたものと承知している。消費税に関して言えば、平成24年の三党合意に基づく社会保障制度改革推進法（平成24年法律第64号）では、年金、医療、介護、少子化対策の財源に充てるため消費税率を引き上げることとしたが、これは国民が広く受益する社会保障の費用についてはあらゆる世代が公平に分かち合うべきとの観点から行ったものであり、現在もこうした考え方に変わりはないものと承知している」旨答弁した²⁸。

国債発行に関しては、本法律案において令和6年度から10年度までに限り子ども・子育て支援特例公債を発行できるようにすることに鑑みると、教育等に係る予算を賄うための教育国債を発行すべきとの提案に対しどのように考えるか問われ、岸田総理は、「教育国債については、安定財源の確保や財政の信認確保の観点から慎重に検討する必要が

²⁶ 第213回国会衆議院地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会議録第8号25～26頁（令6.4.3）

²⁷ 第213回国会衆議院地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会厚生労働委員会連合審査会議録第1号17頁（令6.4.11）

²⁸ 第213回国会参議院内閣委員会議録第16号（令6.5.23）

あると考えている。他方、今般の加速化プランの財源確保の枠組みにおいては、3.6兆円の安定的な財源をしっかりと確保することとしている一方、危機的な状況にある少子化について、給付充実を先行させる必要がある中で、令和10年度にかけて支援金制度を構築するまでの間に財源不足が生じないように、つなぎとして子ども・子育て支援特例公債を発行することとしている。子ども・子育て支援特例公債は飽くまでつなぎの国債であり、安定財源を確保すべきという要請と整合性が取れたものであると考えている。具体的には、子ども・子育て支援特別会計の歳入から償還するという形で償還財源が明示されており、この点において教育国債とは性質を異にするものである」旨答弁した²⁹。

ウ その他の財源確保策の提案や歳出改革の見直し等

加速化プランの財源をめぐっては、衆議院の委員会審査において立憲民主党・無所属及び日本維新の会・教育無償化を実現する会からそれぞれ修正案³⁰が提出され、支援金制度を創設せずに別の財源を活用する方策も提案されたが、いずれも否決され、原案どおり可決、成立した。こうした提案を受け、岸田総理は、「安定財源をしっかりと確保することが若い世代が将来のライフプランを考える上で極めて重要である。そういった意味から、政府としては、歳出改革を中心として、支援金を含め安定した財源を確保する今回の枠組みについて、今後ともしっかりと説明を続けていきたい」旨答弁した³¹。

今回の財源確保策の枠組みのうち、既定予算の最大限の活用等に関しては、その考え方や確保する1.5兆円の内訳について、加藤大臣は、「予算は使い残しが発生することを前提に計上しているわけではないが、既に確保されている予算について継続的に執行の精査に取り組み、結果として生じている使い残しについて新たな財政需要の財源に活用していくことは重要であると考えている。今般は、社会保障分野の既定予算について、公費財源や保険料等財源も含め横断的に精査し、できる限りの財源を確保することとしている。1.5兆円の内訳としては、①社会保障と税の一体改革における社会保障充実枠の執行残等による0.6兆円程度、②子ども・子育て拠出金や育児休業給付のための雇用保険料などの既定保険料等財源による0.6兆円程度、③その他、国、地方の社会保障関係の既定予算の執行の精査等によって0.3兆円程度を想定している」旨答弁した³²。

²⁹ 第213回国会参議院内閣委員会会議録第17号（令6.5.30）

³⁰ 立憲民主党・無所属提出の修正案は、①支援金制度を創設せず、関連する規定を削除すること、②代替財源として、日本銀行が保有するETF（上場投資信託）に係る収益の分配金を活用することとし、そのために必要な措置が講ぜられるものとする、以上2点を主な内容とするものである。

日本維新の会・教育無償化を実現する会提出の修正案は、①支援金制度を創設せず、関連する規定を削除すること、②政府は、少子化対策を総合的かつ着実に実行する観点から、子ども・子育て支援に関する施策について、社会保障制度に係る保険料等の負担と給付の在り方を含め、抜本的な見直しを行い、必要な措置を講ずるものとする、③必要な措置が講ぜられるまでの間の代替財源として、国会議員の定数削減や行政改革等の歳出削減、国の不要資産売却等の歳入増加及び特例公債発行のために必要な措置が講ぜられるものとする、以上3点を主な内容とするものである。

³¹ 第213回国会衆議院地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会会議録第12号3頁（令6.4.16）

³² 第213回国会参議院内閣委員会会議録第17号（令6.5.30）。あわせて、現段階の確保状況として、「令和5、6年度予算において合計0.7兆円程度を確保しており、その内訳として、①により0.3兆円程度（年金生活者支援給付金の執行残の活用、インボイス制度の導入に伴う消費税収相当額の活用など）、②により0.3兆円程度（子ども・子育て拠出金の使途拡大や、男性育休等の増加等を背景とした育休支援支給額の増加に係る雇用保険料による対応など）、③により0.1兆円程度を確保している」旨の答弁もあった。

歳出改革に関しては、平成25年度から令和4年度までの9年間で社会保障関係費等の歳出改革により子ども・子育て関連予算を年平均0.18兆円程度増加させてきたことを根拠に、令和5年度からの6年間で1.1兆円程度の公費節減効果を確認するという考え方の妥当性について、加藤大臣は、「実際に足下を見ても、令和5、6年度予算編成においては、薬価等改定や医療保険制度改革などの歳出改革によって公費で0.37兆円確保されている。これを令和10年度まで継続すると、公費で約1.1兆円の確保となる。歳出改革の1.1兆円という金額はこども未来戦略として閣議決定しているとともに、改革工程に基づく歳出改革により財源を確保することは本法律案の附則にも規定している。本法律案に沿って、これまで同様、毎年度の予算編成過程において検討を行って、着実に公費節減効果を積み上げていく」旨答弁した³³。このように、歳出改革の具体的内容は、毎年度の予算編成過程で検討されることとなるが、今後の財源確保の見通しや医療、介護制度のサービス低下の懸念等について問われ、岸田総理は、「改革工程においては、幅広い歳出改革のメニューが列挙されているが、これらは、一義的には社会保障の持続可能性を高め全世代型社会保障を構築する観点から盛り込まれたものであり、議論を続けていかなければならない。これらのメニューの中から、1.1兆円の財源確保に向けて実際の取組を検討、実施するに当たっては、必要な保障が欠けることがないように、見直しによって生じる影響を考慮しながら丁寧に検討していく。政府としては、歳出改革が十分にできず、加速化プランの財源が賄えない事態は想定しておらず、徹底した歳出改革に取り組んでいく」旨答弁した³⁴。前述の参議院内閣委員会の附帯決議（四）でも、医療・介護サービスへのアクセスや必要な保障が欠けることのないよう丁寧な検討を行うことを求めている中、徹底した歳出改革の実現に向けた取組に関しては難しい舵取りが予想される。

（3）支援金制度の仕組み、法的性格等

ア 医療保険料と合わせて拠出する仕組み

支援金を医療保険料と合わせて拠出する仕組みとしたことについて、加藤大臣は、「①支援金制度は社会連帯の理念を基盤として共に支え合う仕組みであり、この考え方は社会保険制度と同じであること、②急速な少子化、人口減少に歯止めを掛けることが医療保険制度の持続可能性を高めること、③医療保険制度は賦課対象者が広く、企業も拠出すること、④医療保険制度には幅広い給付体系と世代を超えた支え合いの仕組みが既に組み込まれており、支援金制度はその目的にも合致することなどによる。支援金の賦課徴収を医療保険料に準じて行うことで、負担能力に応じつつ、徴収コストを抑えて、全世代、全経済主体からの拠出を可能とする枠組みとなっている」旨答弁した³⁵。

こうした支援金制度の仕組みは医療保険制度の目的外使用に当たるとはならないかとの指摘に対し、こども家庭庁は、「医療保険制度は、元々、出産に関しても、分娩費のみならず、出産にまつわる所得の補填や育児に対する支援といったものを給付の対象にして

³³ 第213回国会参議院内閣委員会会議録第17号（令6.5.30）

³⁴ 第213回国会衆議院本会議録第16号13頁（令6.4.2）

³⁵ 第213回国会参議院内閣委員会会議録第17号（令6.5.30）

いる。今回、支援金を充てる児童手当や出産・子育て応援給付金、これらは出産を起点とする保険給付といわゆる地続き、連続的なものであり、また、それぞれの給付事業においてはこどもの心身の健康の維持向上にもつながることが期待されている。さらに、一番大きいのは、次世代の育成ということが、医療保険制度の持続可能性を確保する、その存立基盤にも関わる重要な受益となるということであり、こうしたことから、健康保険法の目的の範囲内であると政府として整理した」旨答弁した³⁶、³⁷。このように、医療保険制度を使用した支援金の賦課・徴収が認められるためには、支援金制度における支援金充当事業が健康保険法の目的の範囲内と整理できるものであることが求められている。ただし、何を持って健康保険法の目的の範囲内であると言えるのかは議論の余地があるように思われ、将来的に、支援金充当事業の拡充を検討する場合には、この点にも留意する必要がある。

また、医療保険制度を活用しつつも、支援金は医療保険料とは別ものであるとされるが、医療保険者が政府に支援納付金を納付する際に医療保険料の流用が起きる懸念があるのではないかと指摘もあった。これに対し、加藤大臣は、「支援金に係る料率は、健康保険法等の改正案において、医療保険料の一部ではなく、医療保険に係る料率とは区分して規定しており、制度上、流用の懸念があるものではない。その上で、法律上、支援金を充当事業を限定しつつ、支援金の充当事業を明確化するとともに、子ども・子育て支援特別会計、いわゆる子ども金庫を創設して区分経理を行うことで、費用負担の見える化や、支援金の使途の透明性の確保に万全を期す」旨答弁した³⁸。さらに、医療保険者は、被保険者の保険料滞納などにより、徴収した支援金の額が納付しなければならない支援納付金の額に満たない場合、医療保険者が積み立てた準備金等を活用して政府に納付することになるとされる。準備金等の活用が医療保険料の流用になる懸念が指摘され、こども家庭庁は、「準備金の取扱いといった制度の詳細は、具体的な実務に関わることであり、今後検討していくこととなる。その上で、介護納付金の取扱い等これまでの例も参考としつつ、準備金の活用については、医療保険料の流用にならないことを前提として、必要な措置を検討していくことになる」旨答弁した³⁹。

イ 支援金の法的性格

支援金の法的性格についてはこども未来戦略では示されていなかったが、本法律案の提出に先立つ令和6年2月6日の衆議院予算委員会において、岸田総理は、「連帯によって将来を担うこどもたちや子育て世帯を全世代、全経済主体で支える仕組みとして検討

³⁶ 第213回国会参議院内閣委員会会議録第15号（令6.5.21）

³⁷ 関連して、「子ども・子育て支援金の試算に関する質問に対する答弁書」（内閣衆質213第87号、令6.5.10）では、「健康保険制度は、健康保険法（大正11年法律第70号）第52条等に規定する保険給付のほか、被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業その他の法律の規定に基づく事業を行うことにより、健康保険法第1条等に規定する目的を達成しようとするものである。子ども・子育て支援納付金を充てる給付及び事業は、同法等に基づく保険給付や事業と同様の趣旨のものであって、同条等に規定する目的の達成に寄与することから、子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用を同法等に基づく保険料等として徴収するという制度設計は、妥当であると考え。」としている。

³⁸ 第213回国会参議院内閣委員会会議録第15号（令6.5.21）

³⁹ 第213回国会参議院内閣委員会会議録第15号（令6.5.21）

中であり、支援金は保険料として整理されるものであると考えている」旨答弁した⁴⁰、⁴¹。

他方、保険制度においては保険給付に対する反対給付として保険料が徴収されるという原則があるが（「給付と負担の牽連性」とも表される。）、支援金制度の場合、支援金充当事業の給付対象となることが基本的に想定されないような高齢者等も支援金を拠出する仕組みとなっている。そのような支援金は、国民健康保険料に関する最高裁判所判決（旭川市国民健康保険条例事件）⁴²を踏まえると、憲法第84条に規定する租税に当たると解釈すべきではないかとの指摘があり、岸田総理は、「現行の医療保険制度においても、保険料が充てられているものとして、出産育児一時金や保険給付に該当しない保健事業があるほか、介護納付金など、医療保険と併せて拠出しつつも、社会連帯等の観点から、医療保険とは異なる制度の拠出に充てている例もある。このように、現行の医療保険制度においても給付と負担の関係は様々である中、反対給付性については、保険料の一部を取り出して判断されるのではなく、保険料全体として判断されるものであると考えている。このため、支援金制度の導入により、医療保険の保険料全体としての反対給付性が失われるものではなく、支援金は租税には当たらないと考えており、また、こうした考え方は、最高裁判例と矛盾するものではない」旨答弁した⁴³。

（４）支援金の拠出額

ア 支援金の拠出額をめぐる経過等

支援金の1人当たりの拠出額についてはこども未来戦略では示されていなかったが、令和6年2月6日の衆議院予算委員会において、岸田総理は、「実際の賦課時点の医療保険の加入者数等によるため、現時点で正確に示すことは困難であるが、粗い試算として、支援金の総額を1兆円と想定する令和10年度の拠出額は、加入者1人当たり月平均500円弱となると見込まれている」旨答弁し、加入する医療保険制度や年収別の支援金の拠出額については、「制度設計を進めているところであり、法案審議に間に合う形で具体的な制度を示したい」旨答弁した⁴⁴。その後、3月29日にこども家庭庁から試算資料が公表され、医療保険制度ごとの加入者1人当たり拠出額等が示された（2（3）参照）。

衆議院における審議に際しては年収別の拠出額についても示すよう求められ、当初、岸田総理は、「年収別の拠出額については、数年後の賃金水準等によることから、現時点

⁴⁰ 第213回国会衆議院予算委員会議録第4号8頁（令6.2.6）

⁴¹ 他方、こども家庭庁の「支援金制度等の具体的設計に関する大臣懇話会」で座長を務めていた遠藤久夫学習院大学長は、衆議院の委員会審査で参考人として出席した際、「社会保険の枠組みで取る支援金という、別に保険の保険料ではない」、「私は、実は今でも、保険ではなく、飽くまでも保険の徴収システムを使っている徴収制度だ、こういう理解でいる。それはなぜかという、保険ではない、リスクのヘッジという形ではないということで、そういう理解をしている」旨発言した（第213回国会衆議院地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会議録第10号8～9、18頁（令6.4.9））。

⁴² 最判平18.3.1民集第60巻2号587頁。同判決では、「国又は地方公共団体が、課税権に基づき、その経費に充てるための資金を調達する目的をもって、特別の給付に対する反対給付としてでなく、一定の要件に該当するすべての者に対して課する金銭給付は、その形式のいかんにかかわらず、憲法84条に規定する租税に当たるといふべきである。」とされた。

⁴³ 第213回国会衆議院本会議録第16号5頁（令6.4.2）

⁴⁴ 第213回国会衆議院予算委員会議録第4号6、8頁（令6.2.6）

で一概に言うことはできないが、所得が高く拠出額が大きい場合は、歳出改革に伴う保険料軽減効果も併せて大きくなる点に留意することが必要である。こども家庭庁の試算では、現行の医療保険料額の4%から5%程度となることを示しており、これにより、「国民1人1人の拠出のイメージを持っていただけたらと考えている」旨答弁していたが⁴⁵、その後、衆議院の特別委員会における求めに応じて、4月9日に被用者保険、同月15日に国民健康保険及び後期高齢者医療制度について、年収別の拠出額に関する資料が政府から同委員会に提出された⁴⁶。そして、5月14日には医療保険制度ごとの年収別の拠出額を加筆した試算資料がこども家庭庁のウェブサイト上に公表された（図表6参照）。

図表6 支援金の医療保険制度ごとの年収別1人当たり拠出額

(50円丸め、月額、令和10年度ベース)

年収	被用者保険	国民健康保険	後期高齢者医療制度
1,000万円	1,650円	—	—
800万円	1,350円	1,100円	—
600万円	1,000円	800円	—
400万円	650円	550円	—
300万円	—	400円（応益分2割軽減）	750円
250万円	—	—	550円
200万円	350円	250円（同2割軽減）	350円（均等割2割軽減）
180万円	—	—	200円（同5割軽減）
160万円	—	200円（同5割軽減）	100円（同7割軽減）
80万円	—	50円（同7割軽減）	50円（同7割軽減）

(注)・被用者保険については、令和3年度実績の総報酬で機械的に計算したもの（本人拠出分）。
 ・国民健康保険については、夫婦子1人の3人世帯（夫の給与収入のみ）の場合。
 ・後期高齢者医療制度については、単身世帯（年金収入のみ）の場合。
 ・国民健康保険の被用者世帯の年収400万円以上、後期高齢者医療制度の年金収入のみの者の年収250万円以上については、対象が上位数%に限定されるため細かく区切って見ることは留意が必要とされる。
 (出所) こども家庭庁長官官房総務課支援金制度等準備室「子ども・子育て支援金制度における給付と拠出の試算について」（令和6年3月29日）（※5月14日更新後のもの）より作成

イ 支援金の拠出額に関する主な議論

同じ年収でも医療保険制度によって拠出額が異なることになる制度設計の妥当性が問われ、岸田総理は、「現行の医療保険制度においても、被用者保険と国民健康保険では保険料の賦課に当たって異なる算定方法が取られていることによるものであり、それぞれの賦課方式については一定の合理性があると考えている」旨答弁した⁴⁷。

また、こども未来戦略では若い世代の所得を増やすことが必要であるとしていながら、支援金制度においては現役世代の負担が重く、可処分所得を減らすのではないかといった懸念が示された。この点について、加藤大臣は、「支援金制度の収入は、児童手当の抜

⁴⁵ 第213回国会衆議院本会議録第16号13頁（令6.4.2）

⁴⁶ 第213回国会衆議院地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会議録第12号2、15頁（令6.4.16）

⁴⁷ 第213回国会衆議院予算委員会議録第16号31頁（令6.3.2）

本的拡充等の現役世代である子育て世帯への給付に充てられる。また、支援金制度は、後期高齢者や企業も含め、全世代、全経済主体でこども・子育て世帯を支える仕組みとして構築するものであり、その分、現役世代の拠出額は低く抑えられる。さらに、具体的な支援金の額は、基本的に所得に応じて算定される医療保険料に準ずることとしている。現役世代の中でも、年齢別に医療保険料を見ると若い世代の拠出額は相対的に低くなっており、支援金についても同様の構図となる。こうしたことを踏まえると、支援金制度は、全体として、子育て中や、これから結婚しこどもを持つとする若い世代を支える仕組みと評価できるものと考えている」旨答弁した⁴⁸。

さらに、支援金の拠出額が将来的に増えていく可能性について、岸田総理は、「児童手当やこども誰でも通園制度など、支援金が充てられる事業、その充当割合は法定化されているため、そもそも政府が支援金の総額や用途を勝手に増加させられるものではないと考えている。そして、本法律案附則第47条において、支援金の導入によって社会保障負担率は上がらないことを具体的に約束するとともに、附則第49条において、被用者保険の支援金の料率の上限を定めるときに附則第47条の規定の趣旨を考慮しなければならないとしている。こうした現状を考えると、附則第47条に違反して支援金の料率を政府が勝手に引き上げることはないと考えている」旨答弁した⁴⁹。

このほか、実際に支払った支援金の額が分かるよう、給与明細等において医療保険料等と区分して明示されるようにする必要性が指摘され、加藤大臣は、「危機的な状況にある少子化の中、こども・子育て世帯を支援するために世代を超えて支援金を拠出いただくことについて、被保険者に知って理解いただくことは大変重要と考えている。社会保障料については、給与から控除した場合は控除額が被保険者に通知されることになっており、給与明細においてその内訳をどこまで示すかについては事業主の判断に委ねられていると承知している。こうした観点から、給与明細等において支援金額を表示する取組が広がっていくことは意義深いと考えている。義務付けについては、今後、令和8年4月の支援金制度の導入に向けて、制度の理解促進に必要な取組を進めるとともに、さらに何ができるか、関係者の意見も聞きながら考えているところである」旨答弁した⁵⁰。

（５）実質的な負担が生じないこととする方針

支援金制度を創設しても国民に実質的な負担が生じないこととする方針について、そのメルクマール（指標）に関しては、令和5年11月28日の参議院予算委員会で、岸田総理は、「実質的な国民負担とは、社会保障負担に係る国民負担率のことを申し上げている。賃上げと歳出改革によって社会保障に係る国民負担率の軽減効果を生じさせ、その範囲内で支援金制度を構築する」旨答弁し⁵¹、社会保障負担率で判断することが初めて示された。この方針について分かりやすく説明するよう求められ、岸田総理は、「重要なのは社会保障負担

⁴⁸ 第213回国会参議院内閣委員会会議録第15号（令6.5.21）

⁴⁹ 第213回国会衆議院地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会会議録第12号6頁（令6.4.16）

⁵⁰ 第213回国会参議院内閣委員会会議録第16号（令6.5.23）

⁵¹ 第212回国会参議院予算委員会会議録第5号12頁（令5.11.28）

率ということを申し上げている。社会保障負担率は、分子が保険料負担、分母が国民の所得ということになる。分子の保険料負担については、歳出改革等を通じて社会保険負担の軽減措置を生じさせ、その範囲で支援金制度を構築することから、分子の部分は全体として増えるものではない。そして、分母の賃上げについて、今まさに、政府を挙げて雇用者報酬の伸びを高める努力をしている。このように、分子、分母両面で確実に社会保障負担率を軽減していく、こういった取組を進めていくことによって、実質的な負担は生じないと申し上げている。この考え方に実際の数字を当てはめてみると、令和5、6年度の予算編成では、歳出改革によって、医療・介護の保険料で合計3,300億円の軽減効果が生じており⁵²、これは加入者1人当たりで月額約150円の軽減効果が生じたということになる。これを令和10年度まで継続すると、保険料負担で約1.0兆円の軽減、加入者1人当たり月500円弱の軽減効果が生じる計算になる。この範囲内、すなわち加入者1人当たり月500円弱の支援金の拠出にとどめるならば、加入者1人当たりの平均で見ても、支援金制度の導入によって差引きで負担が生じることはない、全体としても、支援金制度の導入のために社会保障負担率が上昇することにはならない」旨答弁した⁵³。

このように、実質的な負担が生じないということの意味は、歳出改革等による社会保険負担軽減効果の範囲内で支援金制度を創設することとされるが、歳出改革等により軽減される前の社会保険料を上回らないとしても、支援金制度がない場合と比べると、当然ながら支援金分だけ社会保険料が増えることになる。歳出改革等による社会保険負担軽減効果はそのまま社会保険料の軽減に充てるべきではないかとの指摘に対し、岸田総理は、「仮に、保険料負担の軽減効果を生じさせるのみで、その範囲内で支援金制度を構築することを行わないとすれば、安定財源を確保しつつ、子ども・子育て施策の抜本的強化を図ることができなくなる、そして一方、この保険料負担の軽減効果の範囲内で支援金制度を構築することは実質的な負担を生じさせない、こういったことになると考えている」旨答弁した⁵⁴。また、こども家庭庁は、「今までは公費節減に着目して歳出改革をやっていた。今回は、医療保険料と併せて支援金をいただくので、社会保険料の軽減を図らなければならないと考え、社会保険料の軽減にこれからは着目して歳出改革をやっていこうと申し上げている。したがって、歳出改革の徹底は、これまでと同じことをやるのではなく、これまで以上のことをやることによって社会保険料の軽減をしっかりと図って、その中で支援金制度を構築する」旨答弁した^{55、56}。

⁵² 令和5、6年度の予算における社会保険負担軽減効果に関しては、医療・介護従事者の賃上げ等による追加的な社会保険負担額の合計3,400億円を控除して計算している。この点に関し、内閣官房は、「医療・介護従事者の賃上げ措置などについては、政府が総力を挙げて行う賃上げの取組の一環として必要であることから、追加的な社会保険負担から控除している。これらは、賃上げにより雇用者報酬の増加率が上昇することを通じて生じる社会保険負担軽減効果（約6,000億円の見込み）も踏まえて控除することとしたものである」、「今後の令和7年度以降については、そうした賃上げの成否などを当てにするということではなく、まずは徹底した歳出改革に取り組んでいく」旨答弁した（第213回国会参議院内閣委員会会議録第17号（令6.5.30））。

⁵³ 第213回国会衆議院予算委員会会議録第9号6～7頁（令6.2.14）

⁵⁴ 第213回国会参議院本会議録第19号9～10頁（令6.5.17）

⁵⁵ 第213回国会参議院内閣委員会会議録第17号（令6.5.30）

⁵⁶ この点に関し、参議院の委員会審査で参考人として出席した八代尚宏昭和女子大学現代ビジネス研究所特命教授は、「何ができるか分からない社会保障改革を前提にするのは、私は極めて疑問だと思う。今の社会保障

また、支援金制度においては被用者保険の事業主にも拠出を求めることになり、このことが賃上げの抑制や非正規雇用の増加といった企業行動を招く懸念が指摘されたが、岸田総理は、「実質的な負担が生じない点は、社会保険料を事業主が拠出する分についても同様であり、支援金の拠出による企業への影響によって、賃上げを抑制したり、非正規雇用を増加させるとは考えていない」旨答弁した^{57, 58}。

このほか、社会保障負担率は社会保険料負担を分子とするため、仮に歳出改革により医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などが増加した場合でも、直接的には社会保障負担率には影響を与えないことから、社会保障負担率が上がらないことを持って実質的な負担が生じないと説明することの妥当性を問う指摘もなされた⁵⁹。

支援金制度の導入により実質的な負担が生じないこととする旨は前述のとおり本法律案の附則第47条第1項で法定され、前述の参議院内閣委員会の附帯決議（四）でも、社会保障負担率が上昇しないことを的確に確認できるようにすることを政府に対し求めている。実際に支援金制度の導入による拠出が歳出改革等による社会保険負担軽減効果の範囲内にとどまるのか、今後の検証が求められよう。

4. おわりに

本法律案の成立と奇しくも同日の令和6年6月5日、厚生労働省より、令和5年の合計特殊出生率が過去最低の1.20（前年比0.06減）となったことが公表された⁶⁰。

本稿では加速化プランの施策の内容面には踏み込まなかったが、本法律案の国会論議においては、加速化プランに盛り込まれた施策は子育て世帯が支援対象となるものが多く、そもそも結婚に行き着けない人々や、結婚しても子どもを持つに至らない人々が支援対象外、又は不十分な支援にとどまるといった指摘もなされた⁶¹。

政府は、2030年（令和12年）までがラストチャンスとし、少子化トレンドの反転に向けて、加速化プランで終わることなく、2030年代初頭までに子ども・子育て予算を倍増させる方針も示している。今後も、深刻化する少子化の克服のために講ずべき施策や、歳出改革等を含めた安定的な財源確保の在り方について、加速化プランの施策や支援金制度の創設等による影響、効果等の検証を行いつつ、引き続き活発な議論が期待される。

（やなせ しょお）

制度を改革するのはすごく難しいことで、負担がないと言うのは、ある意味で説得的でない言い方だと思う。私は、負担はあるけどこの少子化対策が必要だからやるべきだと言うべきで、最初から負担がないと言われたら建設的な議論も何も出てこないわけで、良くないと思っている」旨発言した（第213回国会参議院内閣委員会会議録第16号（令6.5.23））。

⁵⁷ 第213回国会衆議院本会議録第16号8頁（令6.4.2）

⁵⁸ この点に関し、衆議院の委員会審査で参考人として出席した西沢和彦株式会社日本総合研究所理事は、「社会保険料の事業主の負担は、転嫁と帰着のルールが不透明なので、雇用の悪化をもたらしたり、あるいは価格転嫁できない中小企業、零細企業の経営を悪化させたりする可能性がある」旨発言した（第213回国会衆議院地域活性化・子ども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会会議録第10号12頁（令6.4.9））。

⁵⁹ 第213回国会参議院内閣委員会会議録第17号（令6.5.30）

⁶⁰ 厚生労働省『令和5年（2023）人口動態統計月報年計（概数）の概況』（令6.6.5）

⁶¹ こども家庭庁は、結婚等に関する希望を実現する上での課題等を検討するため、令和6年7月より有識者や若者から成る「若い世代の描くライフデザインや出会いを考えるワーキンググループ」を開催している。